

平成24年 第7回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成24年 4月26日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成24年4月26日

## 東京都教育委員会第7回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第29号議案 東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の  
基本的な考え方について

第30号議案 東京都立学校における部活動中の事故に係る損害賠償請求  
事件に関する和解について

第31号議案及び 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

第32号議案

#### 2 報 告 事 項

(1) 都立学校に係る今年度実施予定の主な工事案件について

(2) 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について

(3) 全ての都立高等学校等で実施する一泊二日の宿泊防災訓練について

(4) 平成26年度全国高等学校総合体育大会 東京都実行委員会の設立について

(5) 平成23年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成  
23年度条件附採用教員の任用について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
委員	川淵 三郎
委員	大原 正行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大原 正行
	次長	庄司 貞夫
	理事	高野 敬三
	総務部長	松山 英幸 (欠席)
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	谷島 明彦
	指導部長	坂本 和良
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	前田 哲
	教育政策担当部長	白川 敦
	担当部長（特命）	松川 桂子 (欠席)
	特別支援教育推進担当部長	廣瀬 丈久
	人事企画担当部長	加藤 裕之
（書記）	総務部教育政策課長	八田 和嗣

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成24年第7回定例会を開会します。

取材・傍聴関係です。報道関係は東京新聞ほか5社、合計6社、個人は合計13名からの取材・傍聴の申込みがございました。入室を許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室をしていただいでください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、川淵委員にお願いします。

## 前々回の会議録

【委員長】 前々回3月22日開催の第5回定例会会議録及び3月28日開催の臨時会会議録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認いただきたいと存じますが、よろしいですか。——〈異議なし〉——では、第5回定例会の会議録及び臨時会の会議録については、承認いただきました。

前回4月12日開催の第6回定例会会議録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認をいただきたいと存じます。よろしくをお願いします。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第30号議案から第32号議案までについては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

## 議 案

第29号議案 東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく  
選抜の基本的な考え方について

【委員長】　　まず、第29号議案、東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の基本的な考え方について、説明を都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】　　第29号議案、東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の基本的な考え方について、説明します。

本議案は、東京都における推薦選抜について、これまで実施してきました実態調査、検討結果を踏まえて、教育委員会としての基本的な考え方を決定していただくために付議するものです。

本文は2ページ目ですが、3ページ目の参考資料を御覧ください。これまでの検討内容等をまとめています。簡単に説明します。

1は、都立高校の推薦選抜制度の概要です。趣旨や選抜方法、人員枠等についてまとめています。

2は、実態調査の結果、明らかになった現状の推薦選抜の課題で、4点にまとめています。

1点目は、検査の方法についてです。推薦選抜では、学力検査では見ることの難しい力を見るということで全校において面接を行っています。それに加えて、小論文や実技検査、作文等を実施することが望ましいと考えており、その指導を行ってききましたが、推薦選抜は全体で170校で行っていますが、現状では実施校は70校と、依然少数にとどまっているということです。

2点目は、面接の関係です。今回、実態調査を行いますと、面接点の得点の分布が特定の範囲に偏っている学校が少なからずあるということです。面接は全校で行っているものの、きめ細かい評価が行われていない学校が多いということです。

3点目は、総合成績に占める調査書点の割合です。調査書点の割合が60パーセント以上を占めている学校が全体の77.6パーセントを占めているということで、こういった学校では、面接が仮に適正に行われていたとしても、事実上、調査書点で推薦選抜の可否が決定されているということです。

4点目は、対象人員枠についてです。学校の種類によって上限枠を決めているわけですが、例えば総合学科など、新しいタイプの高校については、上限を50パー

セントとしており、高過ぎるだろうと考えています。そのほかの学科についても、現行のもので良いのかどうか、見直しが必要だと考えています。

以上をまとめますと、実態としては調査書点の高い生徒を選抜しており、学力検査に基づく選抜と大きな変わりはありません。調査書点の高い生徒を学力検査に基づく選抜に先立って各学校が早期に確保しているのが実態であり、本来の推薦選抜の趣旨が十分生かされているとは言い難いとまとめています。

現行の推薦選抜については改善が必要ということですが、なぜ推薦選抜が導入されたのか、その経緯を改めて振り返ってみますと、3のところですが、元々は、昭和の終わりの年代に国で臨時教育審議会が設置され、様々な検討が行われました。その中の答申の一つとして、社会が急速に変化している中で、知識はすぐに古くなってしまい、変化に対応できる力を付けるためには、知識・技能だけではなく、思考力や問題解決能力などを付けていく教育が必要だということで、当時これを「新しい学力観」と呼んでおり、このような考え方が提唱されました。それを受けて、その後、学習指導要領は10年ごとに改訂が行われますが、一貫してこの考え方に基づいて改訂が行われてきました。平成19年に行われた学校教育法の改正では、このことが法律にも明記されたということです。推薦選抜の導入の理由の一つは、こうした学力を入学者選抜で評価するという事だったと認識しています。

そして、今回改めて、推薦選抜の意義は何かということで整理したのが4です。

3点にまとめていますが、1点目は、推薦選抜は、思考力・判断力・表現力や目的意識・リーダーシップなどを評価して入学者を選抜するのに適した選抜方法であるということです。2点目は、このことにより、学力検査に基づく選抜で入学する生徒とは異なった能力を持った生徒が入学します。そのことで一つの学校の中の生徒が多様化し、教育活動が活性化することが期待できるということです。3点目は、中学生に対して、学力検査の対象教科は5教科なり3教科と学校によって異なりますが、学力検査の対象教科に限らず、全ての教育活動を通じて力を付けてほしいということ、もちろん、各教科の基礎的・基本的な知識・技能は大切ですが、その習得とともに、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを伸ばしてほしいという都教育委員会の期待を中学生に対して示すことができるだろう、

このような意義があると考えています。

そこで、東京都における推薦選抜の基本的な考え方を今回改めて明確化し、必要な改善を図った上で今後実施していきたいと考えています。そこで、まとめたものが2ページ目の基本的な考え方です。

第1段落では中学について、第2段落では高校について記載しています。それを受けて、3段落目から読みますと、「東京都教育委員会は、新学習指導要領の目標を実現するとともに、高校改革を推進するため、都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜については、選抜の目的を下記のとおり改め、実施することとする。入学者選抜は、中学校教育と高等学校教育を接続する役割を担うとともに、中学校教育に対し、大きな影響を与える。東京都教育委員会は、各中学校において新学習指導要領の目標を実現する教育活動が一層推進されるように、新たな推薦に基づく選抜の目的の周知を図っていく。」ということで、「記」以下ですが、推薦に基づく選抜の目的を、「基礎的な学力を前提に、思考力・判断力・表現力等の課題を解決するための力や、自分の考えを相手に的確に伝えるとともに、相手の考えを的確に捉え人間関係を構築するためのコミュニケーション能力など、これからの社会にあって生徒たちに必要となる力を評価し、選抜する。」とまとめました。

以下、4ページ目には、区市町村教育委員会及び都立高等学校長宛ての送り状を付けています。この中でも、現行の推薦選抜には問題がある、推薦に基づく選抜の趣旨が十分に生かされているとは言い難いということ、今年度末に実施する平成25年度入学者選抜から、この基本的な考え方に基づいて推薦に基づく選抜を実施すること、そして、その選抜方法の詳細について具体化し、改めて25年度の実施方針として通知いたしますと付言しています。

なお、25年度の実施方針については、本日、基本的な考え方について御了解が得られましたら、事務局で詰めまして、6月を目途に改めて付議したいと考えています。

説明は以上です。

**【委員長】**      ありがとうございました。本件は、何度も議論してまいりましたが、ただいまの説明に対して、何か御意見、御質問等ございますか。

**【竹花委員】**      本問題については、全国的にも様々な見直しが進められてきたと聞

いていますが、とりわけ近県についてはどのような状況になっているのか説明していただけますか。

【都立学校教育部長】 推薦選抜については、時々新聞報道もありますが、大きな流れとしては、推薦選抜をやめるという自治体が増えています。近県ですと、千葉県は、学力検査を課さない選抜と一般的に言われていますが、これは23年度から廃止されています。埼玉県も22年度選抜から廃止されています。神奈川県も、25年度選抜から廃止する予定であると聞いています。各県の状況と東京都の状況を比較しますと、東京都の場合、都立高校入学者のうち、どれだけが推薦選抜で入っているかと言いますと、実数で約1万人ですけれども、割合で言いますと約26パーセントです。これは普通科で20パーセント、専門学科で30パーセント前後ということからそうなっているわけですが、近県で言いますと、例えば千葉県は、学力検査を課さない選抜を実施していた頃、約49パーセントがいわゆる推薦選抜で入っていました。また、埼玉県も40パーセント、神奈川県も47パーセントということで、東京都とは状況がかなり違ったのだらうと認識しています。

【竹花委員】 この問題については、長い、教育委員会での議論を経て本日の議案に至っているわけですけれども、今年度の高校入試に関して、最近の3月に実施したものは何年度選抜になりますか。

【都立学校教育部長】 24年度選抜です。

【竹花委員】 23年度選抜ではないですか。

【都立学校教育部長】 24年度に入学する生徒を選抜するのを、選抜制度上は24年度選抜と言っています。

【竹花委員】 わかりました。24年度選抜に当たって、東京都教育委員会としては、それまで実施されていた選抜入試が、法令上、学力検査を原則とし、推薦選抜制度については例外的な措置という法令上の見地からやや疑問があるということ、また、実際実施されている推薦選抜制度は調査書点を中心に判断をされていて、結局、学力が判断の基本になっているといった点で、推薦選抜制度の趣旨と相入れないものがあります。そうしたものを改善するような形で推薦選抜制度を行うということを各高等学校の校長先生に求めたわけですが、ところが、24年度選抜においては、そうしたことに



ついてはほとんど無視された結果になって、何らの改善も見られなかったという状況を踏まえて、今年度は東京都教育委員会として今後の方向性についてしっかりとした立場を決めて、高校の選抜入試を実施していこうということで準備を進めてきてもらったわけです。その結果、これまでの推薦選抜制度が、先ほどの都立学校教育部長の説明のように、総じて調査書点の高い生徒を選抜して、学力検査に基づく選抜と大きな変わりはない、こうした実態については、推薦選抜の趣旨が生かされているとはいえないという現状がまとめられたわけで、これを基に、今後どうするかということが課題となっているということです。

今、他県のように推薦選抜制度をやめてしまうというのも一つの選択ですけれども、推薦選抜制度はやり様によっては意義の持てるものだという意見もあります。そこをどう選択するかというのが今回の「基本的な考え方について」という文章の持つ大きな意味です。そこで、「基本的な考え方」は推薦選抜制度を残すということを前提としてでき上がっているわけです。

この可否についての私の意見ですけれども、これが残されるということについては、これからどういうやり方を推薦選抜入試制度の中で進めていくのかということが大きな要素になるということです。そこで、4の「推薦選抜の意義」で言っていることは、深いものがあるように私は思います。と言いますのは、様々な報告を受けている中で、現在の推薦選抜制度があるということを前提にして、一部の中学校では面接のための準備を行ったり、小論文のための準備を行ったりして、そのことがそれなりの意義を持って、子供たちが普段学校でなかなか勉強できないことをそこで勉強することで、コミュニケーション能力などを付けていっているという実態があるということも少し見えてきました。もしそういうことであるならば、小・中・高と全ての教育レベルについて責任を有する東京都教育委員会としては、もし高校入試の在り方で、中学校における教育に今まで足らざるところをこれから進めてもらえるということが期待できるのであれば、推薦選抜入試においては大きな意味があるのではないかと私自身は考えるようになっていきます。

そのことは法令上も抵触するものではありません。原則として、学力検査に基づくけれども、特別な事情のあるときには推薦選抜入学も構わないという法令上の規定に

も沿うものだろうと考えます。そういう点で、中学校の教育はどうしても教科中心になりがちですけれども、調査書点はそうでない側面も抱えているわけですが、もう一歩踏み込んで、技術家庭、あるいは保健体育、道徳で、生きる力という点についてかなり直接的な力を要する科目についても、もっと高校入試の段階で見えていける新しい仕組みがあってもいいのではないかという点も含めて、推薦選抜制度を残しながら、今、基本的な考え方にあるような子供たちの総合力、あるいは将来の社会で生きていける力を付けるということを中学校教育にも求めているし、そういう人を都立高校も求めているということがはっきりわかるような形で推薦選抜制度が行われるということは非常に大きな意義があると思います。推薦選抜制度をなくすということは非常に画期的なことかもしれませんが、今までとは全く意味合いの違う推薦制度に衣も中身も改めてという意味で、非常に大きな教育上の変革であろうと考えます。

そういった意味で、今、考え方を出示していただいて、高校の側にももちろん心構えを決めてもらう、中学校の側にも、なるほど何かが起こることについても、それなりの心構えをしていただくということが大事で、6月に具体的な実施方針を定めますけれども、この間に恐らく関心がある校長先生たちも意見を寄せられるだろうと思います。あるいは、積極的に教育庁でも意見を求めていくだろうと思いますが、そういう意見を求めながら、この目的に即したやり方が一体どういうものなのかということについて、しっかりと議論をして新しい中身にしてほしいです。その際に、私自身としては、これまでの面接というのはどうしても通り一遍なものになりやすいということもあるので、もっと子供たちの総合力を生かすものを見る見方として、現在、小論文がありますけれども、小論文もひとつ大きな力を見る見方ではありますが、今、企業の立場から見ても、多くの人たちがおっしゃっておられるのは、若い人たちの中にコミュニケーション能力に少し欠けているという側面があるのではないかと、あるいは自分の意見を積極的に表明することについて、日本の若者は弱さを抱えているのではないかと、そういう指摘に答えられるものとして、ディベート、あるいはディスカッションといったような形態を入試の中で取り入れていく。これはごく一部ですけれども、現在でも都立高校の推薦選抜の中で取り入れている高校があるそうですけれども、そうしたのも一つの大きなアイデアだろうと思います。そうした点も含め

て、来年度の推薦選抜については、抜本的に大きく変革されたものになるように、今後2か月間の努力がなされていくということを前提として、基本的考え方を通知することについて私は賛同いたすものであります。

こう言いますと少し誤解が生じるかもしれませんがあえて申しますけれども、これは教育委員会の委員たちはみんな分かっていることですが、マスメディアの方もおられますので説明します。基本は学力検査です。これだけで実施しても構わないです。どうしても推薦選抜をやらなければいけないということは決してないのです。ですから、推薦選抜制度の中で、都立高校としてこういう人が欲しい、こういう人を採るといふ新しい仕組みを作って、それに堪えられる子供たちが少なければ、推薦選抜で採用する子供がゼロでも構わないのです。やり方が非常に困難で、高校としてはすぐに適用するのは難しいというのであれば、それは準備が整うまで待っても構わないです。要は、学力検査という原則的なものがあるわけですから、今も説明があったように、千葉や埼玉でも、恐らく多くの県でそうでしょうけれども、学力検査一本で実施しているわけですから、これがなくなったから大変なことになったというものでもないということも前提として御理解をいただきたいと思いますので、是非とも2か月の間に、この趣旨を活かす在り方についてしっかりと準備をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひします。

【委員長】 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。

【内館委員】 一つ質問ですけれども、「推薦選抜の課題」のところで、「面接に加え、小論文・作文や実技検査を実施することが望ましい。」とありますが、実際には依然少数にとどまっています。推薦選抜の主旨を考えたときには、これは「実施することが望ましい。」どころか、「実施する。」ということだと思います。小論文・作文や実技検査の実施がここまで少数にとどまっている理由は何ですか。採点が面倒なのですか。

【委員長】 どうでしょうか。

【都立学校教育部長】 学校によってそれぞれ事情があると思います。

【内館委員】 理由なんて絶対はないと思います。推薦選抜をどう考え、なぜ推薦選抜ができたかを考えてください。私が都立高校に入った時は、推薦選抜はありません

んでした。でも、それができたということを考えてください。その趣旨に基づき行うわけですから、学校によって個々の理由なんてありませんよ。

【都立学校教育部長】 私どもとしても、特にこの3年ぐらいですけれども、そういう考え方に基づいて、各学校に、主旨に照らすと、面接は面接で生徒のある一面を評価できると思いますけれども、作文や小論文によって生徒のまた違った部分も見られると思い、指導してきました。

【内館委員】 そうですね。でも、なぜやらないのですか。私も竹花委員の御意見と一緒に、基本的には学力考査だと思うのですけれども、推薦選抜で採るということを決めている以上、なぜ採るかという主旨がこれである以上、それで推薦選抜は成立しているわけですから、これをやらなければいけません。なぜやらないのですか。教育委員会には何か情報が入っていますか。

【都立学校教育部長】 その理由は、最後にまとめました。本音といいますか、調査書点の高い生徒が採れば良いというのが根っこにあるものですから、そうすると、わざわざ作文まで課す必要もないだろうという理由があるかと思います。

【内館委員】 それはめちゃくちゃな理由ですよ。推薦選抜の主旨がこういうものである以上、例えば子供たちに、今、おかしいと思っていることは何ですか、それについてあなたはどうすればいいと思いますかという一言の質問で作文や小論文を書かせたら、それだけで何を考えていて、自分はどう解決していこうと思っているのかというのがわかるわけですよ。そうだとすれば、それによって、面接と両方合わせて考えればいいわけで、なぜこの実施が少数にとどまっているのかが私には分かりません。それから、「実施することが望ましい。」ではなく、「実施する。」で切るべきではないかという気がするのです。「実施すべきである。」というか、「実施する。」という条文で良いのではないかという気がしているのですけれども、今伺ってみて、個々の学校によって、実施しない意味がわからないということだったのですが、要は今のお答えとしては、学力で高い子が欲しいから、それ以上のことをやっても仕方ない、ということであれば、これは根本的な問題ですよ。

【都立学校教育部長】 それが現状の推薦選抜の実態だと思っています。

【竹花委員】 内館委員の疑問をずっと持ちながら、私はこの間いろいろな実情を

申し上げてきたのですけれども、結局、前例踏襲というのがあったように思います。東京都教育委員会としても、実はそういう実施結果を知っていながら、改善を求めてきたことは余りなくて、一昨年くらいから改善に向けて話をしてきたと思います。ですから、そういう積み重ねで今があるので、どうしても校長先生としても、去年もそうだったし、それが悪いと言われているわけではないのだから、それで行こうと多分なってきたのだらうと思うのです。そんなに悪意があつてというわけでもないだらうと思いますので、今回こういう形で示して、東京都教育委員会が本格的に考え始めたということで、みんなが動き始めて、学力以外の力を問う新しい中身を考えられる高校について、我々もそれを示していかなければいけないと思います。それについて来られない高校は学力検査一本で実施してもらえばいいわけで、ついて来られるところはしっかりと推薦選抜をその線で実施してもらおうということで、改善する糸口になればと思います。これも時間をかけて、経過措置などと言うと、またこれを変えるのは大変です。来年度から変えるということで一気にやるという、はっきり言って、この基本的な考え方はそういう宣言ですので、それは高校の先生も中学校の先生たちも、「おっ」という感じを持つだらうと思うのですが、それで良いと思いますので、よろしくお願いします。

【委員長】 ほかによろしいですか。

【瀬古委員】 学力検査で見ることが難しいコミュニケーション能力等がありますね。それと、思考力、判断力、表現力、リーダーシップです。当然これはコミュニケーション能力ですから、面接は必ず実施するという事ではないのですね。

【都立学校教育部長】 面接は全校で現在実施しています。

【瀬古委員】 わかりました。それと、小論文・作文は必ず実施していただきたいと思っています。

それと、千葉が49パーセント、埼玉が40パーセント、神奈川が47パーセントですが、これは一気にゼロになったのですか。

【都立学校教育部長】 経過はありましたが、なくすということになっています。既に2県はやめています。

【委員長】 経過措置はなされたのではないですか。

【都立学校教育部長】 予告はかなり前からしております。

【委員長】 予告はしておかなければいけませんからね。

【瀬古委員】 49パーセントから一気にゼロになったわけですね。

【都立学校教育部長】 はい。

【瀬古委員】 各県はなぜ中止になったのですか。問題点があるからなのでしょう。それがわかりません。やめたところは、やめた後、良かったか悪かったかという側面は聞いているのでしょうか。

【都立学校教育部長】 説明は、やはり学力を重視するためと聞いています。つまり学力検査中心でいきたいということです。

【瀬古委員】 では、根本から面接は駄目だということですね。

【都立学校教育部長】 他県のことは直接承知していませんけれども、私どもと対比して考えますと、推薦選抜による合格者の割合がこれだけ大きいと、それはそれで中学の教育活動にも一定の影響があったのだらうと見ています。

【竹花委員】 瀬古委員がおっしゃることはごもっともで、最初に私が申し上げたように、東京都教育委員会は、推薦選抜に問題があるからやめるのかというのはひとつ大きな選択だと思うのです。私は基本的にはやめても良いとずっと思ってきたのですけれども、この間のいろいろな議論を経て、やめれば良いというものではないのではないかと、都立高校として欲しい人、中学校でこういう力を付けてきてほしい、そういうものはもっとしっかりとメッセージとして伝えるべきではないかと、その方法は、やはり高校入試の在り方に大きく表れてくるのではないかと、そう考えて、学力はもちろん重視するけれども、それ以外の要素も大事にしているということ、そういう東京都教育委員会の立場をはっきりしたほうが良いということで、神奈川や埼玉や千葉の選択とは違った選択をすることが相当ではないかというのが今の私自身の気持ちで、これに賛成しようと思っている理由です。

【委員長】 内館委員と瀬古委員の疑問、問題提起に対して、経験者としてコメントしたいと思います。かなり以前ですが、大学で前期・後期入試が始まりました。後期については当初かなり面接、小論文を課した大学があるのですが、結局、現在はやめてしまっています。これに関する私の感想は、やはり日本の伝統的考え方、すなわ

ち、ペーパーテストが一番公平だという考え方がその背景にあるのではないかということですが、

小論文についてですが、これは採点するのが大変ですし、問題を作成するのも大変です。下手な問題を作成すると、ほとんど同じ答えになってしまって、差が付きません。問題を作成するエキスパートがどうしても必要ですね。内館委員にやっていただければ良い問題が出せると思うのですが、非常に難しいです。

それから、いつも申し上げていることですが、面接の文化が日本にはありませんので、面接がなかなかうまく機能しません。面接者はほとんど同じことを聞き、学生も同じようなことを言います。要するに、特異な才能を見付けたり、コミュニケーション能力等を計ることが非常に難しいです。私は以前から日本の大学入試のやり方に疑問を投げかけていて、ペーパーテストだけでなく何かほかの手段を採らなければいけないと主張し続けていますが、これを成功させるのは容易なことではないというのが実感です。

東京工業大学の例で言いますと、ある非常に先進的なグループがいて面接を始めたのですが、どんどん面接時間が延びてしまいました。日本では、そういう事態になると周りが騒ぎます。どういうことかということ、面接時間を20分と決めても、なかなかその時間内には終わりません。その結果、一番最後の学生の面接は夜9時くらいになってしまいます。これは受験の世界では許されないことなのですね。受験の時間は何時までと決まっていますからね。東京工業大学では詳細に分析したのですが、面白い学生が採れていました。しかし、手間が膨大だということと、外的条件の拘束のため、結局、やめてしまいました。他の大学でもそういうケースがたくさんありました。

千葉県とか埼玉県の例はわかりませんが、やはり一つにはペーパーテストに日本は非常に高い地位を与えていることがあると思います。そういう意味で言うと、東京都としてこういうことに挑戦することはすばらしいことではないかと私は思います。しかし、これを成功させるのは容易なことではありません。事務局も大変だし、これをたくさん的高校が実施し始めて、高校が採点する、良い問題を出すとなると容易なことではありません。ですから、我々も相当勉強して、その準備をしていかなければいけません。易しい道、つまり学力検査へ行けば簡単ですが、東京都は大変困難な道へ

踏み出そうとしているということだと思います。

【川淵委員】 この問題は話せば切りがないのでしょうかけれども、結局、推薦入学が決まると3年末までの学習意欲を削ぐというところが一番問題になってやめているのではないかと思います。だから、この制度が継続していくためには、そういう学習意欲を削がれないやり方が果たしてあるのかわかりませんが、そういうことをまず考えるべきだし、ここで試験の成績が良い子ばかり採っていれば、能力やいろいろな意欲を持っている人でも必ず落ちる人がいるので、それを助けるために推薦選抜で極めて人間的に優れた人を採ってくださいということです。それは100人に1人か、10人に1人か、そんなに数は多くないですね。そういうものをいかに拾い上げていくということに関して、やはり中学校と高校がそういう意識を持っていなくてはいけません。その兼ね合いだと思います。だから、そういう面でのやり方をシビアにしていくことによって、推薦制度が成功していくようなことを考えていけば良いということだと思います。

【委員長】 昨日か一昨日の新聞に出ていましたけれども、ハンディキャップのある日本の高校生をハーバード大学が採りましたね。こういうことは日本では起きないと思います。

【瀬古委員】 何のハンディキャップですか。

【委員長】 少し言葉に障害がある日本の高校生を、ハーバード大学が入学させました。特にアメリカでは、違う能力とか、その人の通ってきた環境、そういうものを評価するということがあります。これは、ペーパーテストでは絶対できないことですね。日本のカルチャーをそのような方向に変えていかないといけないと思います。考え過ぎかもしれませんが、もう20年以上も社会のダイナミズムが全然起きてこない国になってしまっているのは、そういうことも関係しているのではないかと考えています。

ほかに御質問、御意見はございますか。ございませんようでしたら、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——

それから、先ほど竹花委員から問題提起があったことですが、都教育委員会が考え方を変えたというメッセージをはっきり出せるように、実施要綱にきちんと明記して



作っていただきたいと思います。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認いただきました。

## 報 告

### (1) 都立学校に係る今年度実施予定の主な工事案件について

【委員長】 次に、報告事項(1)都立学校に係る今年度実施予定の主な工事案件について、説明を都立学校教育部長、よろしくお願ひします。

【都立学校教育部長】 報告資料(1)を御覧ください。都立学校に係る今年度実施予定の主な工事案件についてです。

これは、予算の見積りや、予算の知事原案発表の際に概略の説明はしましたけれども、今年度の予算が確定し、いよいよ実施の段階に入りましたので、改めて報告します。

今年度実施予定の大規模工事の対象校ですが、1にありますように、保谷高校、練馬工業高校、第三商業高校、昭和高校、日比谷高校、足立高校、以上6校の高等学校と、江戸川地区特別支援学校(仮称)、合計7校になります。

2の「これまでの経緯と今年度の工事予定」ですが、これら大規模案件については、東京都では財務局が集中して基本設計や実施設計を進めています。その財務局の積算に基づき、委任元である教育庁が予算要求を行ったものです。3月の第1回都議会定例会で予算案が確定しましたので、今年度に入って予算の執行委任をします。そして、財務局において仮契約を締結し、その後、都議会に付議、契約締結という流れになります。契約締結後は、財務局が竣工<sup>しゅん</sup>までの間、工事の施工監理を行います。教育庁は学校を使う側ですので、詳細について意見を述べたり、あるいは協議を受けるといふ立場で関与してまいります。

3の「都立学校における改築・大規模改修の計画の考え方」ですけれども、既存の建物の建築年数や、建物及び付帯設備の老朽度合いを基本にしつつ、東京都全体の主要施設10ヵ年維持更新計画にのっとり、計画的に改築あるいは大規模改修を行って

ます。

その際に、4の「環境改善の取組」ですけれども、改築あるいは大規模改修というのは、学校の施設を環境負荷が少ないものにしていくという意味では絶好の機会ですので、東京都の全体計画「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」、あるいは「緑の東京10年プロジェクト」などにのっとり、財務局及び環境局が定めました「省エネ・再エネ東京仕様」というものがあるのですが、これを全面的に適用して環境改善に資するように図っています。

具体的には、①緑化の推進として、校庭の芝生化や屋上緑化、壁面緑化などに取り組んでいます。なお、校庭芝生化については、もちろん緑化という意味と、体力向上に資するという両面があります。特別支援学校につきましては、原則として全面芝生化を進めていますけれども、高等学校については、昨年度も説明しましたが、部活等でグラウンドの使用頻度が非常に高いですから、そのグラウンドの周辺部分、あるいは校舎と校舎の間などについて、少しでも多く芝生化を図っていくという方針で計画を立てています。それでも、高校の場合、1校当たり2,000平方メートルから3,000平方メートル程度の芝生化を行っていくことにしています。

それから、②の建築物の熱負荷抑制ということで、屋上断熱とか複層ガラス化を図っています。

それから、設備システムの効率化ということでは、記載のとおりの方針の取組をまいります。

そして、④の再生可能エネルギーの活用では、太陽光発電設備などの整備を図ってまいります。

最後に、5の「災害への対応」ですけれども、もちろん建物<sup>く</sup>躯体の耐震性は図っていますけれども、昨年の東日本大震災でも、全国的に非構造部材の問題がクローズアップされ、併せて非構造部材についても怠らず耐震化を図っていきたいと思います。

なお、非構造部材は、既設校全体について、全校対象に今年度総点検を行うことにしています。特に、体育館は天井高が高いため、何か落下しますと重大事故につながりかねないということで、昨年度も職員による目視の点検は緊急に行いましたけれども、今年度は専門業者に総点検を実施してもらうことにしています。必要な場合

には緊急工事を行い、それ以外については、今後3年間、計画的に改修工事を実施していくことにしています。

全体については以上の考え方でございまして、以下、各校ごとに工事の概要を付けていますが、こちらの説明については省略をしたいと思います。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

【瀬古委員】 環境対策で太陽光発電とありますが、これは学校の中でどのように使うのですか。

【都立学校教育部長】 学校の使用電力の中の一部をこちらで充てています。もちろんそれだけでは足りませんので、それ以外は通常の電力を購入するということです。

【瀬古委員】 日比谷高校と足立高校には太陽光発電がないのは、なぜですか。

【都立学校教育部長】 両校とも大規模改修ですけれども、太陽光発電のためには太陽光パネルを建物の屋上に設置するわけですが、屋上の負荷制限がありまして、それに耐えられるところのみ設置するというにしています。残念ながら両校については構造的に耐えられなかったということです。

【瀬古委員】 わかりました。

【委員長】 ほかに、よろしゅうございますか。

【内館委員】 瀬古委員と同じような質問ですが、保谷高校だけ屋上緑化がないですね。この絵を見ると屋上は十分空いているような感じがしますし、重さも関係ないようですが、これはどういう理由で設置されていないのですか。

【施設調整担当課長】 屋上には空調機も設置しており、屋上のスペースはいろいろな機械などで取り合いになっています。また、屋上緑化につきましては、同じように荷重の関係もありまして、そういう面からも制約があります。

【委員長】 この絵のようにスッと空いているわけではないのですね。

【内館委員】 ずいぶん空いているなと思いましたが、違うのですね。

【委員長】 ほかに、よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

## (2) 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【委員長】 次に、報告事項(2)第1回教科用図書選定審議会の答申について、説明を指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について報告します。報告資料(2)です。

今回は、義務教育諸学校用教科書の採択方針についての報告です。義務教育諸学校の教科書採択に当たり、あらかじめ東京都教科用図書選定審議会に意見を聴くという規定が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(無償措置法)に定められています。この規定に基づき、本年3月22日の第5回定例会において、教科用図書選定審議会に諮問する内容について決定していただきました。

2枚目に内容が書かれていますが、諮問する内容については大きく3点あります。1点目が教科書の採択方針について、2点目が教科書調査研究資料について、3点目が平成25年度使用教科書採択についてということで、これら3点について諮問しました。今回、4月10日に第1回教科用図書選定審議会が開催され、この中で答申をいただきましたので、その内容についての報告をします。

内容については、報告資料にあります「記」以下の2点です。

一つ目が、教科書採択に当たっての留意事項についてです。これについては、従来の内容と特に変わることはありません。東京都教育委員会は、平成25年度使用教科書の採択に当たって、自らの責任と権限において適正かつ公正に行うこと等、(1)から(4)の事項に留意するとともに、区市町村教育委員会と他の採択権者に対しても、同様の方針で採択するよう指導、助言又は援助を行うことという答申をいただいています。この内容について本日御了解をいただきましたら、答申の写しを添えて、区市町村の教育委員会及び国立・私立学校長に通知したいと存じます。

また、諮問内容が3点ありましたが、今回は1点目についてのみ答申をいただいています。2点目、3点目についても、答申をいただきましたら、その都度、教育委員会で報告していきます。

次に、二つ目の答申内容です。学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）の調査研究についてです。こちらは都教育委員会が今年度実施する調査研究に関することです。小学校・中学校で使用する検定済教科書については、種目ごとに同一の教科書を4年間採択する旨法令で決まっております、小学校については22年度に、中学校につきましては23年度に採択替えを実施しましたので、今年度は採択替えはありません。小学校及び中学校の教科書の採択替えがない年には、小学校・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小学部・中学部で使用します一般図書について調査研究を行っています。答申では、一般図書の調査研究に当たって、24年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の一般図書について検討し、調査をすることが示されています。そして、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえて、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容、構成上の工夫の二つの項目について検討すること及び一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項や、その他参考となる事項等についても併せて検討することが示されています。この内容についても、本日御了解いただきましたら、早速、調査研究に着手したいと存じます。

簡単ですが、答申について報告しました。

**【委員長】** ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

### (3) 全ての都立高等学校等で実施する一泊二日の宿泊防災訓練について

**【委員長】** 報告事項(3) 全ての都立学校等で実施する一泊二日の宿泊防災訓練について、説明を指導部長、よろしくお願いします。

**【指導部長】** 報告資料(3)、別紙を含めA3横の2枚で説明します。

「都立高校改革推進計画 第一次実施計画」の中において、全ての都立学校等で一泊二日の宿泊防災訓練を実施することとなっています。各学校では、この計画に基づき、今年度、どの時期に、どのような内容で宿泊防災訓練を実施するか検討を進めているところですが、4月27日、28日に一泊二日で3校が実施するので、この3校の実

施計画の内容とともに、全179校の実施予定について説明します。

本訓練の趣旨は、災害発生時、自分の命を守り、身近な人を助け、避難所の運営など地域に貢献できる人間を育成するというものです。

実施方法は、定時制・通信制課程を除く全ての都立高校等において、学校ごとに一つ以上の学年を対象に、放課後から翌日の朝までの時間を最低限確保して実施します。また、実施するに当たっては、学校だけの取組ではなく、地域や保護者、近隣の消防署、警察署、自衛隊、その他公共機関とも適切に連携を図ることとしています。

また、実施する場所は、学校で教育活動が行われている時に実際に地震等の災害があった場合を想定し、教室や体育館等で宿泊をするということを条件としています。

右側に移りまして、4月27日、28日に、青井高校、八潮高校、南多摩高校の3校が実施しますので、内容を簡単に説明します。

対象学年については、青井高校が1年生、八潮高校が3年生、南多摩高校が1年生です。青井高校、八潮高校は共に実施場所は学校です。南多摩高校は、この日、1年生は遠足で山梨方面に行っており、その際、山梨県立防災安全センターで防災に関する学習をした後、学校に戻ってから宿泊防災訓練を実施するという、遠足と宿泊訓練をセットにした内容です。

連携先として、青井高校については、足立区の防災対策課と連携し、その課長からお話を聞くということもあります。また、綾瀬警察署からも来ていただいてお話を聞きます。また、消防署からは起震車を出していただき、消火訓練も実施していただけると伺っています。八潮高校については、自衛隊に来ていただき、実際に東日本大震災の被災地へ支援に行った方から、直接、当時の様子などについて話を聞く予定です。また、毛布と細い棒を使って簡単な担架を作って、けが人等を運ぶときの練習や、ロープ等を使ったワークショップも実際に体験的に学べるようなことも考えています。さらに、八潮高校では、被災地に派遣された教員やボランティアとして被災地に行った生徒をメンバーとしてパネルディスカッションをするということです。南多摩高校については、山梨県立防災安全センターで体験的な学習をした後、学校でAEDの使用訓練とか、心肺蘇生法、応急手当についての体験を行います。

これらの学校で行われる食事については、それぞれの学校に備蓄してあります緊急

用の食料を生徒たちが食べて、災害発生時の食事を体験することになっています。翌朝、事後学習の後、解散という流れになります。

これらの3校以外にも、全都立高校で実施することになっていますが、次の別紙に全179校についての実施予定日を掲載しました。まだ実施日が決まっていないところもたくさんありますが、地域とか、関係の警察、消防等との調整がありまして、それが済みましたら日程が決まっていくと考えています。見てお分かりのように、6月、7月、9月、10月の4か月が多いです。

都教育委員会としても、こうした学校の取組に対し、可能な限りの情報提供を行うとともに、それぞれの準備段階、又は実際に実施した学校から課題等を把握し、それぞれの学校に順次提供することで、安心してこういった取組ができるようにしていきたいと思っています。最終的には、子供たちがこういった体験を通して、自分自身の命を守るだけでなく、近隣住民の安全を支えるとか、社会貢献に対する意欲や実践力を高められればと考えています。

説明は以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、ご意見ございますか。

**【川淵委員】** 実施に当たっては、地域や保護者と書いてあります。27日に実施する3校には、連携先として地域は書いてありませんが、やはり地域との連携というのは必要不可欠なので、この3校は地域の方とどのような連携をしていくのか、具体的にはまだ決まっていないということですか。

**【指導部長】** この3校の中では、青井高校の中に地域住民避難者への炊き出し訓練とありますが、これは地域の保護者が来て生徒と一緒にやっていただきます。八潮高校と南多摩では、今おっしゃったような直接地域の方と連携するというのは少ないですけれども、これから実施する学校については、いろいろ出てくると思います。

**【川淵委員】** 災害時は、地域との連携が一番大事ですから、むしろ警察などよりも、そばにいる人との連携が大切ですので、是非重点を置いてやってもらいたいと思います。

**【委員長】** 同感です。その辺はよろしくお願いします。

【指導部長】 はい。

【委員長】 ほかに、よろしゅうございますか。

【竹花委員】 今までこのようなことはやってきたのですか。

【指導部長】 宿泊訓練はないです。ただ、防災訓練で警察や消防の話を書くということはやっていました。

【竹花委員】 そうすると、防災訓練も合わせて実施するわけですね。

【指導部長】 そうです。一泊二日の宿泊防災訓練というのは、年に1回ですけれども、各学校には今年度からそれぞれの学校で避難訓練を年に4回以上実施するよう指導しており、その中で各校の計画による防災訓練が実施されます。

【竹花委員】 これは正規の授業でしょうが、どういう課程ですか。

【指導部長】 学校行事ということです。

【竹花委員】 わかりました。

【委員長】 ほかに、よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

#### (4) 平成26年度全国高等学校総合体育大会

##### 東京都実行委員会の設立について

【委員長】 報告事項(4)平成26年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会の設立について、説明を指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 平成26年度に全国高等学校総合体育大会が南関東で実施されます。東京都もその中に入っており、2年前になりましたので実行委員会を正式に設立し、今後、26年度の夏に実施されますインターハイに向けての準備を本格的に進めたいと思っています。今申し上げたのは南関東ですけれども、東京、千葉、神奈川、山梨の四都県でいろいろな競技を分担して実施することになっています。

実行委員会の目的ですが、26年度の全国高等学校総合体育大会を運営することを目的として、所掌事項としては、大会の方針や総合企画に関する事、総合開会式及び競技種目別大会に関する事等、全般の大会運営に関する事項を協議することになっ



ています。

会長は、4都県合同でそれぞれの教育長になる予定です。設立総会が5月17日の予定で、ここから具体的に進めてまいりたいと思っています。

右側を御覧ください。実行委員会のメンバーですが、今申し上げましたように、東京都の教育長を会長に、その他東京都のスポーツ振興局長から関係区市の教育委員会の教育長、東京都の高等学校体育連盟、関係競技団体、更に広報、宿泊、輸送等の関係団体などから代表に入ってくださいまして、全部で59名の組織になります。

左側に戻りまして、これまでの準備状況ですけれども、昨年平成23年度には準備委員会が設置され、3回、競技種目等についての検討を進めてまいりました。

今後のスケジュールですけれども、5月17日に設立総会、第1回実行委員会を開催し、その後、オリンピック・パラリンピックの招致や、スポーツ祭東京2013と連携した形で、11月頃にインターハイへの気運を高めるようなPRイベントを行いたいと思います。また、来年、再来年、それぞれ開催の前年度から当該年度ですが、カウントダウンイベントを300日前と100日前に実施したいと考えています。26年度のインターハイがすばらしい大会になるように、私どもも運営に万全を期したいと思っています。

以上です。

【委員長】       ありがとうございます。何か御質問、御意見ございますか。

【瀬古委員】       東京都では何の種目を実施するのですか。

【指導部長】       総合開会式は東京で実施します。その後、体操、バレーボール、サッカーの女子、相撲、弓道、テニス、なぎなたです。総合開会式と7競技種目は東京都で実施することになっています。

【瀬古委員】       区の教育長が実行委員にいますが、競技会場がここにあるということですか。

【指導部長】       これから実行委員会で決めることになりますので、関係すると思われる教育長に入ってくださいているということです。

【瀬古委員】       わかりました。

【委員長】       ほかに、御質問、御意見ございますか。

それでは、この件につきましては、報告として承りました。

(5) 平成23年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する  
認定等及び平成23年度条件附採用教員の任用について

【委員長】 報告事項(5)平成23年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成23年度条件附採用教員の任用について、説明を人事部長、お願いします。

【人事部長】 報告事項(5)平成23年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び条件附採用教員の任用について、報告します。

まず、1「平成23年度の指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等について」です。これについては流れ図を用意しました。3ページを御覧ください。

指導力不足教員の取扱いについては、平成22年度から日常的に児童等への指導を行わせることに支障があると認定する者「指導が不適切である教員」と、それには至らないものの指導方法等に課題が見られる「指導に課題がある教員」に区分しています。指導が不適切である教員に対しては、東京都教職員研修センターでの研修を中心とした指導力不足教員指導改善研修を実施します。また、指導に課題がある教員に対しては、所属校での通常の職務を行いながら、週に1回、教職員研修センターで研修を行う指導力不足教員指導向上研修を実施しています。

資料の1ページにお戻りください。平成23年度の認定状況ですが、指導が不適切である教員6名、指導に課題がある教員1名、合計7名が指導改善研修又は指導力向上研修の受講者となりました。

アは、研修中に退職した者の人数ですが、23年度は該当はありません。

イの指導の改善の程度に関する認定等を受けた者のうち指導が不適切である教員6名の認定結果ですが、(ア)の1名、こちらは22年度から継続して病気休職となっていました。平成23年度末時点で指導が不適切であると認定してから2年を経過したため、ここで一旦、認定を解除しました。この教員については、復職した時点で再度、指導力不足教員として認定することになります。

続いて、(イ)の1名です。研修受講により一部改善が見られましたが、引き続き

課題が残っていますため、24年度も研修を継続延長させることにしたものです。

その下の（ウ）の4名です。研修実施後においても、学習指導や児童・生徒理解等において課題が改善できないということから、研修等の措置を講じたものの、指導が不適切であると認定をしたところです。この4名は、いずれの者も都教育委員会の行政職への転職を希望したため、今後、人事委員会による転職選考を行います。これに合格した場合には、都教育委員会の事務職への転職となります。不合格の場合は、自主退職するか、退職しないときには分限免職処分を検討することになります。

次に、右側の指導に課題がある教員1名の認定結果ですが、イの内訳の（イ）のとおり、研修実施後も課題の改善が認められないため、平成24年度は指導が不適切である教員として認定し直して、指導改善研修を実施しています。

この件についての説明は以上です。

続きまして、資料の裏面を御覧ください。平成23年度条件附採用教員の任用についての報告です。

通常の公務員は、条件附採用期間は地方公務員法の定めにより6か月となっていますが、教育公務員については、特例法があり、条件附採用期間は1年とされています。その間、様々な評定をし、資質・能力を確認するものです。評定に関しては、採用後の3か月後、6か月後の2回評定を行い、状況を把握します。能力を十分発揮できていない教員については、管理職や指導教員、教育委員会と連携し、授業観察や面接を通じ、特にきめ細かい指導を行って育成に努めてきました。

この表について説明します。（1）の欄が条件附採用教員数で、平成23年4月1日付けで2,978人の教員を採用したわけです。この時点で条件附という形で採用されます。その後、（2）の欄で1年後、平成24年4月1日に正式採用となった者の数が2,885人です。その下の欄が正式採用とならなかった者で93人いまして、その割合は3.1パーセント、前年度と比べて0.2ポイントの増となっています。ここ数年、3パーセント前後で推移をしている状況です。

このうち年度の途中で自主退職した者は、3の（ア）の欄ですが76名、（イ）の懲戒免職になった者も2名いました。これらの78名を除き、特別評価を実施し、最終的に正式に採用するか否かの判断を行ったところ、23年度に正式採用不可と判断した者

が（ウ）欄で15名いました。その後、そのうち12名は自主的に退職願を出して退職となりました。3名は退職願を出しませんでしたので、職を免ずる決定を行ったところ  
です。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御  
意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、この件につきましては、報告として承りました。

## 参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

5月24日（木）午前10時

教育委員会室

(2) 1都9県教育委員会全委員協議会

5月8日（火）～9日（水）

宇都宮東武ホテルグランデ

（栃木県）

【委員長】 今後の日程について教育政策課長、よろしくお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、定例ですと第2木曜日の5月10日となります  
が、現在、案件なしです。このため次回の定例会は5月24日木曜日、午前10時から教  
育委員会室で開催します。

また、1都9県教育委員会全委員協議会が5月8日から5月9日の間、栃木県で開催  
されます。木村委員長と瀬古委員に御出席いただくことになっています。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、5月10  
日は現在のところ議題等はない模様ですので、この場で5月10日の教育委員会は開催  
しないということにしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議な  
し〉——それでは、5月10日の教育委員会は開催しないということを決めました。

ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、ただいまから非公開の審議に入ります。

(午前11時23分)